

日本子ども虐待防止学会 日本財団スポンサードセッション

子どもの最善の利益を 保障するために 司法が果たす役割とは

～イギリスの児童福祉における司法関与から学ぶ～

2017.12.3 日

12:30～15:00

幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホール 第1 B会場

主催：日本財団

基調講演：イボンヌ・スペンサー

(法律事務所 Veale Wasbrough Vizards LLP ロンドン事務所 共同経営者)

座長：高橋 恵里子 日本財団 福祉特別事業チームリーダー

パネリスト：増沢 高 子どもの虹情報研修センター 研修部長

藤林 武史 福岡市 こども総合相談センター所長

棚村 政行 早稲田大学法学部教授

中村 みどり CVV副代表 ※このセッションには日英同時通訳がつきます



イボンヌ・スペンサー氏

今年6月に成立した改正児童福祉法においては、家庭裁判所による都道府県への保護者指導の勧告や、一時保護審査の導入など、児童の保護についての司法関与を強化する内容が盛り込まれました。また、8月に厚生労働省から発表された「新しい社会的養育ビジョン」でも、子どもの権利を守るための法律家と協同したリーガルソーシャルワークや、子どもも含めた意思決定の重要性が提唱されています。そこで日本より児童福祉において司法関与が大きいイギリスから、イボンヌ・スペンサー弁護士を招聘し、イギリスでは1989年の児童法の成立で子どもと裁判所の関わりがどのように変わったか、また子どもの声を代弁する制度がどのように機能しているかを学びます。

イボンヌ・スペンサー

イボンヌ・スペンサー氏は児童法、人権法、教育及び子ども福祉分野の監査と規制、教育法を専門としており、これまで、教育機関、政府機関、地元当局に法的助言を提供することに注力してきた。

彼女の法律事務所であるVeale Wasbrough Vizardsは、英国の教育およびチャリティ団体へのアドバイスを提供する主要な団体の1つである。以前は子どものための法律センター（The Children's Legal Centre）の副所長を務めていた。

2002年より英国国際開発省（DfID）、ユニセフ、ルーモスなどのコンサルタントを務め、東ヨーロッパ・中央アジア・アラブ諸国の政府やNGOと協力しながら、子どもの保護の法的枠組み、子どもや家族にかかわる法律の改革、社会的養護サービス（里親や施設など）の監査、子どものケアの専門職の基準の開発等にアドバイスを行っている。